

北方町子どもの読書活動推進計画

北方町教育委員会

はじめに

情報化社会。

私たちはいつでも、どこでも必要な分だけ情報を得ることができるようになりました。情報のデータ化がそれを可能にしたのです。地上デジタル化に伴ってブラウン管テレビは市場から姿を消しました。「栄枯盛衰」それが世の常であることを物語っています。

本は文字によって情報を伝えるとともに文明や文化の発展に大きな影響を与えました。しかし、今日の情報伝達手段は「文字・音声・映像」を組み合わせたより高度なものに進化しています。本は、テレビやインターネットがもつ情報伝達手段と比べると非常にアナログ的であると言えます。では、いつか本もブラウン管テレビと同様に市場から消えてしまうのでしょうか。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年 12 月施行)では、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであると定めています。

私たちは、こうした子どもの読書活動の重要性を認識するとともに、読書活動に親しむ機会が増えるように努めていきます。また、自主的な読書活動を支えるための環境整備や推進体制の整備に努めていく指針として「北方町子どもの読書推進計画」を策定しました。

今やデジタル化された書籍をスマートフォンやタブレットで読む時代となりました。液晶画面はあらゆる本へとつながる入口になっており、ユーザーはいつでも読みたいデジタル書籍にアクセスすることができます。これからデジタル書籍の需要はますます増えていくでしょう。

しかし私たちは、子どもたちが、

本を手にとって、その重さを感じてほしい。

ページを開く時のドキドキ感を味わってほしい。

そして進んで読書に親しむ子になってほしい。

本が子どもたちにとって身近で、なくてはならない心の友であってほしい。そう願っています。

平成 25 年

北方町教育委員会

本巣郡北方町子どもの読書活動推進計画

第1章 子どもの読書活動推進計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 子どもの読書活動を推進するための取組

第1節 家庭・地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・3

第2節 幼稚園や保育園における子どもの読書活動の推進・・・・4

第3節 小学校や中学校における子どもの読書活動の推進・・・・5

第4節 町立図書館における子どもの読書活動の推進・・・・6

第3章 読書活動推進のための関係機関との連携・・・・・・・・7

第4章 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備・・・・8

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第 1 章 子どもの読書活動推進計画策定にあたって

第 1 節 策定の趣旨

平成 13 年法律第 154 号「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしたものです。また、4 月 23 日を「子ども読書の日」とする(第 10 条)など必要な事項を定める、子どものすこやかな成長に資することを目的としています。

国はこの法律に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し公表しました。

これを踏まえて岐阜県では、平成 16 年 3 月に「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。さらに本計画の成果と課題を基にして平成 22 年に「岐阜県子どもの読書活動推進計画～第二次～」が策定されました。この推進計画では『生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身につける子どもを目指した、発達段階に応じた読書活動の推進』を目標としています。

一方、北方町では公園都市・人間都市のまちづくりを目指しています。人と人とのつながりが希薄になってきた現代社会において、ふるさとの再生、コミュニティーの再生を目指したまちづくりをしようというものです。この基本方針を受けて平成 23 年から第 2 次「北方町教育総合 5 力年計画(H23～27)」がスタートしました。本計画の図書館教育では『住民と協働してつくる「生涯読書」のまち』として、

- ・利用者のニーズに 100% 応え、生涯読書にいそしむ住民をはぐくむこと
- ・読書習慣を高めたり、情報センターとして利用したりする住民をはぐくむこと

など、住民文化の薫るまちづくりを目指すこととしています。

「北方町子どもの読書活動推進計画」(以下「子どもの読書活動推進計画」という。)は、「**本が好きで、たくさんの本に囲まれて、進んで楽しく本を読む子ども**」をはぐくむことを目的とし、以下の基本方針を定めます。

第2節 基本方針

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

子どもが読書習慣を身につけることは極めて大切な事です。そのために子どもが本に親しむための読書環境の整備を図ります。

- ・幼年期から青少年期まで、いつでもどこでも、発達段階に応じた興味や感動を与える本に出会える環境を整備します。
- ・町立図書館や園・学校図書室等の施設がもつ機能を十分発揮するために、図書資料の充実や人材の育成と活用に努めます。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが本に親しみ、読書への意欲を高めていくためには自ら進んで読書に親しむ態度を育成することが必要です。そのために子どもが読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

- ・成長段階に応じて、本に親しむ取組を推進します。
- ・家庭・地域・学校それぞれの場で、読書に親しむための情報提供をおこない読書に親しむ機会の充実を図ります。

3. 体制の整備、広報・啓発活動の推進

読書活動を効果的に推進するためには、子どもをとりまく大人が読書の楽しさを伝えていくことが大切です。そのために体制の整備や広報、啓発活動の推進を図ります。

- ・子どもの読書活動に関わる人・機関・団体が、それぞれの担うべき役割を果たしながら相互に連携・協働することができるよう体制の整備・確立を目指します。
- ・子どもの読書活動の意義や大切さについての啓発・広報活動を進め子どもの自主的な読書活動を推進する地域の気運の醸成を図ります。

第2章 子どもの読書活動を推進するための取組

第1節 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

家庭や地域は子どもをはぐくむ場です。子どもは家族や地域の人たちとの触れ合いの中で、人間性を高めます。今日の社会では、家族形態の多様化が進み、核家族や単独世帯が増加しています。一方で家族と触れ合う時間は減少し、家庭と地域とのつながりも希薄になってきています。

また、DVD やインターネット等の情報メディアの普及により、子育ての様子も変化しました。子どもが一人で過ごす時間が増え、親子で読書に親しむ時間が減少しました。図書館などで行われる読み聞かせに参加する人も固定化しています。

【推進への取組】

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

子どもが読書活動の習慣を身につけるためには、早い時期から本と触れ合うことが必要です。

- ・子育て支援センターの親子読書用図書を整備し、乳幼児を持つ親子が本に親しめるよう努めます。
- ・子どもが本に親しみ、本を通して親子の絆が深まるよう、読み聞かせボランティアを奨励していきます。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが読書活動の習慣を身につけるためには、子どもと保護者がゆっくりと一緒に過ごせる居場所や子育て中の保護者が交流する場が必要です。

- ・子どもにとって身近に本に触れ、楽しむことができる図書館運営や各公共施設での取組を進めていきます。
- ・地域で活動する朗読会やボランティア等との連携を図り、親子で楽しむ読書活動を推進していきます。

3. 体制の整備、広報・啓発活動の推進

南部地域に建設する第2児童館や地域施設、園・学校図書室との連携による図書の充実を図ります。また広報や図書館だよりを通じて住民への情報提供をしていきます。

今後は、それぞれの施設の特徴にあわせ、図書コーナーの充実や貸し出しサービスの向上など、子どもや保護者にとって身近な読書環境の整備を進めていきます。

第2節 幼稚園や保育園における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

幼児期は、読み聞かせを通して絵本に親しむ時期です。町立幼稚園や保育園（以下、園とする）では、園児が絵本を読んでもらうことをとても楽しみにしています。読んでほしい本をリクエストする園児や登場人物になりきって「ごっこ遊び」をしたり、園庭で見つけた虫や幼虫を図鑑で調べたりしています。また、未就園児の読み聞かせを図書室でおこなっています。

しかし在園時の図書室を区切って実施しているので、参加人数が増えるとスペース的な問題が生じています。

【推進への取組】

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

園では、子どもが本に親しむために職員や保護者による読み聞かせを継続していきます。

- ・未就園児や園児が多くの絵本や紙芝居に触れることができるよう、図書室の使い方を工夫するとともに、本の貸し出しを奨励していきます。
- ・町立図書館との連携を密にし、蔵書の充実を図ります。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

絵本に触れる機会が充実していくことは、園児が絵本に親しむことにつながります。そのためには、保護者の理解と協力が必要です。

- ・家庭への本の貸し出しを奨励し、家に帰っても親子で本に親しめるようにしていきます。
- ・絵本の読み聞かせや本との触れ合いを通して、親子関係の絆を深めていきます。

3. 体制の整備、広報・啓発活動の推進

保護者の理解を深めるためには、親子で本に親しむ機会を充実させ、絵本を介した親子の触れ合いを深めていく場をもつことが大切です。

- ・おすすめ絵本の紹介や絵本の貸し出しを奨励していきます。
- ・読み聞かせや図書コーナーの充実を図ります。
- ・読み聞かせや本を手にとって見ることの大切さを認識し、絵本や読み聞かせを通じた保育や幼児教育の充実を図ります。

第3節 小学校や中学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

小学校や中学校（以下、学校という）では、話す力・聞く力・読解力を身につけることが、生きる力をはぐくむ上で大切なことであると捉え、読書活動を積極的に行っています。一方、読書量には個人差があり、学校における読書推進の取組を充実させていくことが大切です。

また、図書館教育においては、教育課程全般に読書活動を位置づけ、適切に表現する力や思考力、想像力ならびに言語感覚を養う多様な取組を実践していく必要があります。

【推進への取組】

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

学校は、学習・情報センターとしての機能を発揮する魅力的な図書室運営に努めます。

- ・子どもの多様な興味、関心に対応した選書や主体的な学習活動を支援する図書や資料の充実を図ります。
- ・町立図書館との連携による蔵書の充実と環境整備に努めます。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

これまでの取組を継続し、その上で読書の幅を広げ、質を高め、表現力を向上させることが必要です。

- ・図書館教育においては、実態に合わせた様々な読書活動の取組を推進し、あわせて家庭や地域への理解や協力を積極的に進めます。
- ・「子ども読書の日」にちなんだ取組の実施や朝読書の推進に努め、さまざまな教育活動の場において積極的な図書室利用を進めていきます。

3. 体制の整備、広報・啓発活動の推進

委員会活動の充実を図り、子どもたちの手で読書に親しむ環境づくりを進める必要があります。

- ・読み聞かせやおすすめ本の紹介等を掲示や委員会活動を通して実施していきます。
- ・図書室に入れてほしい本のアンケートをとり、子どものニーズに応えるよう努めていきます。

小学校 3 校に続き、平成 24 年度は中学校も岐阜地区学校図書館教育「優秀賞」を受賞しました。今後も子どもが本を読む楽しさを味わい、図書室利用が活発になるよう取り組んでいきます。

第4節 町立図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

町立図書館では、利用者の要望に応えられるサービスの充実に努めています。また、情報センターとしての環境整備も整ってきました。乳幼児とその保護者を対象とした絵本の読み聞かせ会や子育て支援の特設コーナーを設置する等、子どもが本と触れ合い読書を楽しむためのきっかけづくりをおこなっています。しかし、読み聞かせボランティアが不足し、職員で補っている現状があります。

【推進への取組】

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

本に親しむ機会を充実させるために、園や学校と連携していく必要があります。

- ・図書館訪問や職場体験などの受け入れ体制を確立していきます。
- ・「調べ学習」や「郷土学習」において、所蔵資料が有効活用できるよう資料の充実に努めます。
- ・障がいのある方へのサービス体制を整え、誰でも利用しやすい環境整備に努めます。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

乳幼児期はブックスタート期であり、将来にわたる読書活動の土台となる時期です。そのため、絵本との出会いや読み聞かせによる読書意欲や習慣づくりがとても重要です。

- ・おはなし会などを通じて「本との出会い」をサポートします。
- ・乳幼児やその保護者に対して、読み聞かせやパネルシアターなど多様な方法で、絵本の楽しさを伝えていきます。
- ・日本語に慣れていない子どもを対象とした図書資料の所蔵に取り組み、支援の内容や程度に配慮した図書資料等の提供も検討していきます。

3. 体制の整備・広報、啓発活動の推進

子どもや保護者にとって、より身近で魅力的な図書館を目指して、読書に親しむ支援体制を整えていく必要があります。

- ・定期的なニーズの吸い上げ(来館者や子ども、保護者へのアンケート)をおこなうことで、対応力の高いサービス体制を作り上げていきます。
- ・県図書館や近隣図書館と連携し、ニーズに100%応える体制づくりをおこないます。
- ・関連施設などへの巡回貸し出しを検討していきます。

第 3 章 読書活動推進のための関係機関との連携

子どもの読書活動を推進していく上で、各関係機関との連携は極めて重要です。地域と家庭、園・学校との関係を密にし、関係諸機関との連携・連帯をしていくための方策や体制づくりを進めていきます。

特に町立図書館は、子どもの読書活動を推進する情報拠点としての役割を担っています。蔵書数の多さや他地域の図書館との連携により、ニーズへの素早い対応機能をもっています。

しかしながら、町立図書館がもつ資料および機能が有効に活用されていない現状があります。その理由として町立図書館のサービス体制が周知されていないことが挙げられます。

こうした課題を解決していくために、町立図書館の活動を広報誌や掲示物でアピールしていきます。また、子どもの読書活動を推進する情報拠点となるよう様々な働きかけをしていきます。

- ・ 図書館司書と学校司書教諭との連携を密にしていきます。
- ・ 図書館資料の共用化と物流システムの整備に努めます。
- ・ 町内各施設等へ読み聞かせボランティア等の派遣事業を推進します。
- ・ 園・学校に対し、町立図書館からリサイクル本の提供をおこない、有効活用します。
- ・ 各公共施設や行政機関との連携を図り、子育て支援事業へ参画していきます。

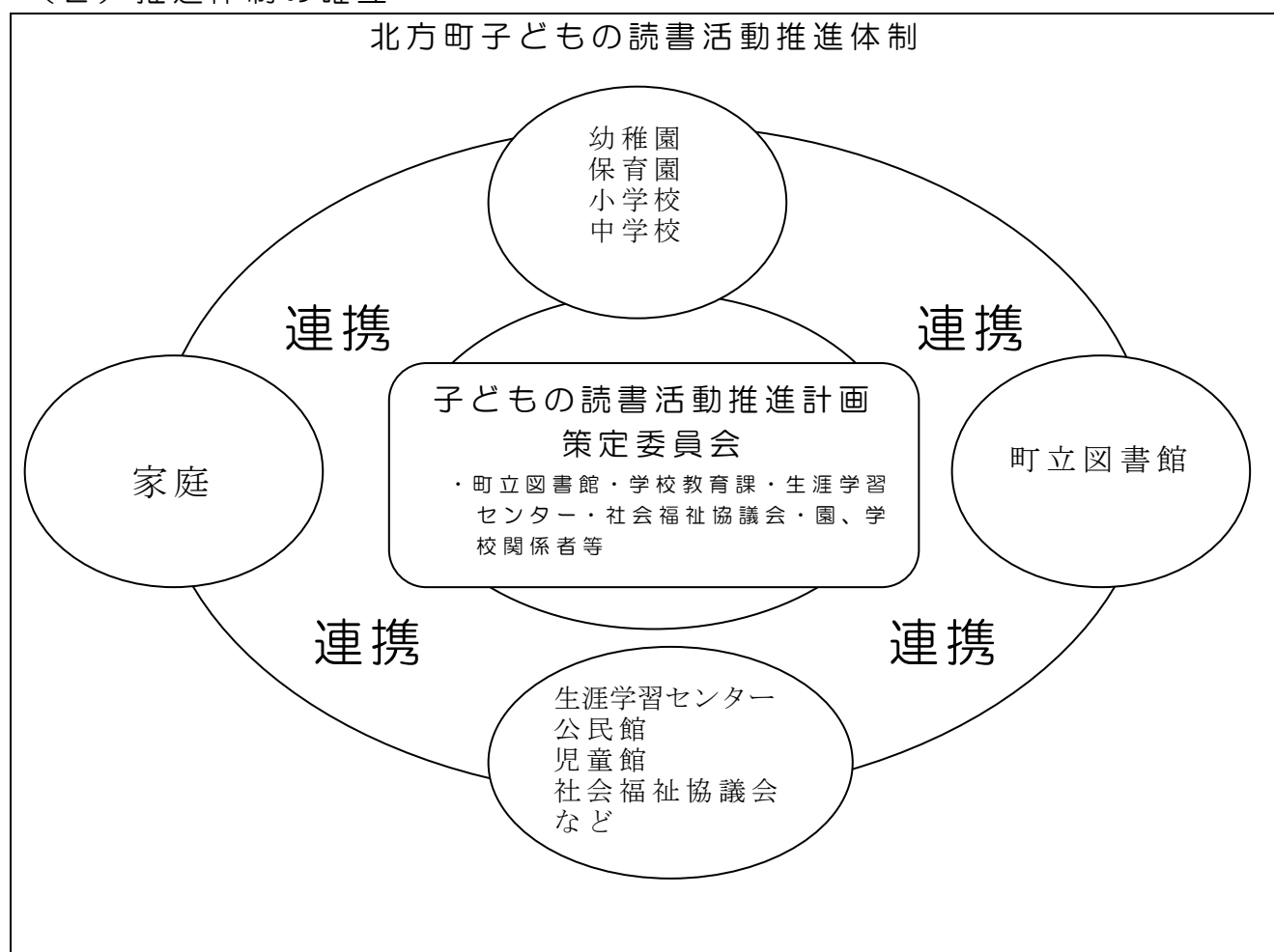
第4章 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

(1) 啓発活動

子どもの読書活動を推進していくためには、読書の楽しさや大切さが理解されていることが大切です。園や学校では「子ども読書の日」や「読書週間」にあわせて親子で読書を楽しむ取組を実施してきました。

今後はこれまでの方策を見直しながら、推進体制の改善と整備に努めていきます。さらに、「住民と協働してつくる『生涯読書』のまち」を目指し、関係機関が連携し、継続的な啓発活動を展開していきます。

(2) 推進体制の確立



おわりに

社会がめまぐるしく進展していく世の中になりました。古いものが新しいものに簡単に乗り換えられていきます。しかし読書活動によってつちかわれる力は計り知れないものがあり、また簡単に他に移り換えることはできません。北方の未来を担っていく子どもたちが、読書を通して心豊かに育ち、まちづくりの主体となっていくように地域ぐるみで育てていく努力をしていきたいと考えています。